

令和7年1月17日

日置市長 永山由高 殿

日置市情報公開・個人情報保護審査会
会長 山本敬生

答申書

令和6年10月30日付け日総第437号により諮問のあった件につきまして、
別紙のとおり答申します。

行った。

(4) 審理の経緯

審査手続として、実施機関より令和6年10月15日付けで弁明書の提出があり、これに対して請求人より同年11月7日付けで弁明書に対する意見書（以下「意見書」という。）の提出があった。

この間、実施機関より令和6年10月30日付け日総第437号による本件審査請求に係る諮問がなされ、同年12月12日に令和6年度第1回日置市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、本件審査請求に係る本件処分の妥当性について審理した。

なお、請求人より令和6年11月25日付けで口頭意見陳述の申出があったので、第1回審査会において口頭意見陳述が行われた。

第3 当審査会の判断

当審査会は、情報公開・個人情報保護の理念を尊重し、条例を厳正に解釈し、実施機関が行った本件処分について、実施機関の弁明書及び意見聴取並びに請求人の意見書及び口頭意見陳述の結果、次のとおり判断する。

- (1) 請求人の意見を要約すると、本件公文書における開示部分の内容が真実であることの蓋然性の乏しいものであると感じたことから、真偽確認のために、本件公文書の大部分を占める黒塗りの部分を全て開示してほしいことと、不存在である文書についても、保存期間が10年との説明を受けたが、10年以上前の公文書を探すべきであると主張している。
- (2) 実施機関は、本件公文書の不開示部分のうち個人名が記載されている部分については、条例第7条第1号の個人に関する情報に該当するため不開示としていると説明している。

また、それ以外の不開示部分については、開示することとなると担当職員に請求人から長時間にわたる問合せや要望が寄せられ、適正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある情報として、条例第7条第6号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」という条文に該当するため不開示としていると説明している。

なお、本件公文書以外の開示請求のあった情報を含む公文書について、当該情報を含む公文書の保存期間は10年と定めており、当該

公文書については10年以上前に作成された文書であるため、既に10年の保存期間を過ぎて廃棄されていることから、保有していないと説明している。

- (3) 当審査会は、両者の主張を条例に照らしながら審査した結果、本件公文書の不開示部分のうち、個人に関する情報については、実施機関の説明する条例第7条第1号の個人に関する情報に該当するが、それ以外の不開示部分については、同条第6号に該当しないと判断し、その理由については、次のとおりである。

実施機関は、条例第7条第6号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとして不開示としているが、当該条文については次のように解すべきである。

まず、「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であると解する。

次に、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があるとともに、事務事業がその根拠となる規定や趣旨に照らしたときに「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。そして、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されると解する。

以上より、実施機関の「不開示部分を開示することとなると担当職員に請求人からの長時間にわたる問合せや要望が寄せられ、適正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある」という主張は、本件公文書の不開示部分を公にすることで起きると推測される確率的な可能性に留まり、支障を及ぼすおそれのある事務事業の内容についても広範なものであることから、条例第7条第6号に該当しないと判断する。

また、不存在の公文書については、実施機関の規程により設定する保存期間を経過し、適正に廃棄されたものであることから、実施機関が保有していない公文書であるため不開示としたことは妥当である。

(4) 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 当審査会の結論」のとおり判断する。

第4 その他

請求人は、自宅周辺の公衆用道路等において舗装がされていない部分があることについて、公平なサービスが提供されていないと主張しているが、当審査会は、開示請求のあった公文書に対して実施機関が行った処分が妥当であったかどうか審査するものであることから、当審査会では、このような主張に対する判断は行わないことを申し添える。

答申に関与した当審査会の委員

会長 山本敬生

澤田たみ子

新倉哲朗

岸田達也